

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 31 年 1 月 15 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

厚生年金保険関係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800260号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1800119号

第1 結論

請求期間について、請求者の請求に係る事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和33年1月4日から昭和35年12月28日まで

17歳であった昭和33年頃から、一年半ぐらい勤務したA市内の病院の厚生年金保険の加入記録がない。請求期間当時、病院に住み込み、白衣を着てレントゲン車で会社を巡回したり、病院での手術に立ち会っており、請求期間のうち、一年半ぐらいは当該病院に勤務していたことは確かなので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A市内の病院に住み込みで勤務し、レントゲン車による巡回健診も行っていた旨主張している。

しかしながら、請求者は、勤務していたとする病院の名称及び具体的な所在地を記憶しておらず、請求者に係る戸籍の附票により確認できる住所からも、請求者が勤務していたとする医療機関を特定することができない上、A市保健所等に対し、請求期間当時にレントゲン車による巡回健診を行っていた診療所及び病院の記録の有無について照会したものの、同保健所等は、関係資料は残っていない旨回答している。

また、請求者は、請求期間当時の上司等、複数の者を記憶しているものの、姓のみの記憶であることから、これらの者を特定することができない上、請求者は、請求期間に係る給与明細書等を保有していないことから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。